平成２９年（フ）第１０８号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島649番地１　日の出マンション302
債務者　今井　信子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県宮若市福丸323番地４
債務者　今村　千恵（旧姓井手上）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１３７号
福岡県久留米市山川町1205番地11、前住所京都府福知山市字正明寺1695番地１　ベルノーム105号
債務者　平川　侑未
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２０２号
大分市大字猪野1237番地（ソレーユD101）
債務者　那須　伊澄
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
宮崎県日南市中平野２丁目11番５―50号
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第５９号
宮崎県都城市今町8380番地２
債務者　水久保裕一
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６０号
宮崎県都城市若葉町70号８番地
債務者　山内　　篤
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６４号
鹿児島県曽於市財部町北俣687番地１
債務者　隈元　哲次
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
鹿児島県曽於市財部町北俣687番地１
債務者　隈元　順子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
神戸市西区宮下１丁目21番47号
債務者　里　　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
神戸市西区玉津町今津364番地の29　県住９―201号
債務者　常深由美子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
兵庫県明石市魚住町清水2744―30　明石土山病院、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水16番地の１　タウンハイツⅢ―103号
債務者　中能　浩二
成年後見人　小松　泰成
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
兵庫県明石市藤江1217番地の15、前住所兵庫県明石市藤江772番地の１　ウィズ西明石201号
債務者　藤本枝里子（旧姓千頭）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
福岡県久留米市城島町江島397番地３　ファミール北島202号
債務者　二ノ宮和彦
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６１号
佐賀県唐津市元石町490番地１　パティオ唐津駅前101号
債務者　白津　　健
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第６４号
佐賀県唐津市相賀772番地１　松風園
債務者　鶴見　安子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第７３号
山口市湯田温泉４丁目８番17号　田中アパート
債務者　小林　勝己
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係